

【目次】

1. 政府からのお知らせ

-----  
1. 政府からのお知らせ  
-----

○感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いについて

厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症対策に関し、就業制限の解除に関する取扱いについて、

・感染者の就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の日数を経過した時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと。

・感染者の就業制限が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

・濃厚接触者の待機期間が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

などが示されました。

また、濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の7日間を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合、5日目に待機を解除する取扱いを実施できること等が示されているところです。

詳細は以下に掲載の事務連絡のとおりですが、各公益法人におかれましても、本取扱いに則した御対応をお願いいたします。

「感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いについて」

[https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/20220203\\_shuugyou.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/20220203_shuugyou.pdf)

=====  
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>  
=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>  
=====

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。